

公益財団法人東京都道路整備保全公社建設工事共同企業体に対する
発注取扱要綱の一部改正について

この度、公益財団法人東京都道路整備保全公社建設工事共同企業体に対する発注取扱要綱について、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

詳しくは、「公益財団法人東京都道路整備保全公社建設工事共同企業体に対する発注取扱要綱」を御覧ください。

記

1 改正内容

「橋りょう塗装」に関する事項の追加。

・第2 対象となる工事

公社が指名競争入札の方法により発注する工事で、1件当たりの予定価格が土木工事にあつては5億円以上（道路舗装工事にあつては2億5千万円以上、橋りょう塗装にあつては1億5千万円以上）、建築工事にあつては6億円以上、設備工事にあつては2億5千万円以上のものとする。

・別表

橋りょう塗装

<u>予定価格</u>	<u>1億5千万円以上</u>
<u>第1順位</u>	<u>大企業又は中小企業</u>
<u>第2順位</u>	<u>中小企業</u>

(注) 大企業・中小企業は企業規模。

「大企業」……中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号にいう中小企業ではない企業（資本金が3億円を超えかつ従業員数が300人を超える企業）。

「中小企業」…中小企業基本法第2条第1項第1号にいう中小企業（資本金が3億円以下又は従業員数300人以下の企業）。

2 施行日

令和3年11月1日から施行します。